

# 渋川看護専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、生命の尊厳と人間性の尊重を基盤とし、看護師として必要な知識、技術を習得することにより専門職業人としての誇りと責任を持ち、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、渋川看護専門学校と称する。(以下本校という)

### (位置)

第3条 本校は、群馬県渋川市金井356番地に置く。

### (課程、学科、修業年限、定員及び在学年限)

第4条 本校の課程及び学科、修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
医療専門課程 (看護師3年課程)	看護学科	3年	35名	105名	全日制

2 学生は6年を超えて在学することはできない。

### (学校評価)

第5条 本校は、教育水準の向上を図り、本校の目的を達成するため、教育活動の状況について学校評価を行うものとする。

2 前項の学校評価について必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学年、学期及び休業日

### (学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日より9月30日まで

(2) 後期 10月1日より3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日(6月26日)
- (4) 春期、夏期、及び冬期の休業日(1年間7週間程度で学校長が定める。)

2 学校長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### 第3章 教職員組織

第8条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 校医 1名
- (4) 教務主任 1名
- (5) 実習調整者 1名
- (6) 専任教員 6名以上
- (7) 講師 30名以上
- (8) 事務長 1名
- (9) 事務職員 2名

2 学校長は、校務を統括し、所属職員を監督する。

3 職員の所掌する校務は、別に定める。

第9条 本校に次の会議を置く。

- (1) 運営会議
- (2) 職員会議
- (3) 教員会議
- (4) 実習指導者会議
- (5) 講師会議
- (6) 単位認定会議
- (7) 卒業認定会議

2 運営会議は、学校長、副学校長、事務長、教務主任、実習調整者、担当理事3名、その他学校長が選任した者を持って構成する。

3 運営会議は、学校運営の円滑化を図り審議する。

4 前2項に定めるものの他、会議について必要な事項は、別に定める。

第10条 本校に次の委員会を置く。

- (1) 入試管理委員会
- (2) 入試委員会
- (3) 学校評価委員会
- (4) その他学校長が必要と認める委員会

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学及び除籍

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、学校教育法第90条第1項に該当する者で、学校長が行う入学試験に合格した者とする。

(入学志願手続き)

第13条 本校に入学を志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて指定期日までに学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 入学資格を有することを証する証明書
- (3) その他学校長が必要と認めた書類

(入学者の選考)

第14条 前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより入学者の選考を行う。

(入試管理委員会及び入試委員会)

第15条 学校長は入学試験を実施するに当たり、入試管理委員会並びに入試委員会を召集しなければならない。

2 入試管理委員会並びに入試委員会の構成及び運営については、別に定める。

(入学手続き及び入学の許可)

第16条 学校長が行う入学者の選考に合格した者は、指定の期間内に別に定める入学金その他の学納金を納め、保証人と連署の誓約書を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了させた者に入学を許可する。

(保証人)

第17条 前条に規定する保証人は、原則として群馬県内またはその近隣地に居住し独立の生計を営み、その責務に耐えられる者でなければならない。

2 保証人の身上に異動があったとき、または居所の変更があったときは、直ちに届出なければならない。

(休学)

第18条 学生が、傷病その他やむを得ない理由によって、引き続き3か月以上就学不能のときは、その理由を付し保証人と連署のうえ休学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 前項の願い出において、休学の理由が傷病の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学校長は、傷病その他の理由により、就学することが不相当と認められる者に対して休学を命ずることができる。

4 前3項の規定による休学期間は、原則として1年以内とする。休学期間が1年に達した者について、特別な理由がある場合には、学校長は更に1年以内の期限を限って、休学期間を延長することができる。

5 休学期間は通算して2年を超えることができない。

6 休学期間は、第4条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学中の学生が復学しようとするときは、保証人連署のうえ復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 前項の願い出において、傷病による休学の場合は、復学にあたって医師の診断書を添付しなければならない。

3 復学の許可を受けた者は、休学当時の所属学年に復学する。

(退学)

第20条 学生が退学しようとするときは、その理由を付し保証人連署のうえ退学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 退学の理由が傷病の場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第21条 学生が転学しようとするときは、その理由を付し保証人連署のうえ転学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(転入学)

第22条 転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合であって、その者が現に在学する学校または養成所の教育計画、授業科目、単位数、授業時間数、及びその者の履修状況が本校と同程度であると、審査の上、学校長が認めたときに限り、転入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者の、既に修得した授業科目、単位数、授業時間数の取り扱い、及び在学すべき年数については、運営会議の議を経て学校長が決定する。

3 第11条から前条までの規定は、前2項の規定により転入学しようとする者について準用する。

(除籍)

第23条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、運営会議の議を経て、除籍することができる。

(1) 正当な理由がなく授業料等を滞納し、督促を受けても納付しない者。

(2) 第4条に規定する在学年限を超えた者。

(3) 休学期間が2年を超えてなお復学することができない者。

(4) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者。

(5) 死亡した者。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第24条 本校の授業科目、単位数、時間数、及び配当年次は、別表のとおりとする。

2 履修に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 前条別表に示す授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定める基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 学校長は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3の備考第2号に掲げる

学校等で、別表3に定める教育内容と同一の授業科目を履修した者の単位については、本人からの申請に基づき、本校の教育内容に相当するものと認められるときは、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 学校長は、社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に区分される教育内容に限り、本人からの申請に基づき、本校の教育内容に相当するものと認められるときは、本校の基礎分野における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。

（学修の評価及び単位の認定）

第27条 学修の評価は、試験の他、学生の日常の学習状況によって行う。

- 2 学修の評価は、A、B、C、D及びFの5段階で表し、A、B、C、Dを合格、Fを不合格とする。
- 3 学校長は、別に定める学修の評価に関する規程により取得すべき授業科目の合否を判定し、合格者に対して当該学科目の単位を認定する。
- 4 所定の授業時間の3分の1以上欠席した授業科目については、前項に規定する学修の評価を受けることができない。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りではない。
- 5 学校長は、傷病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生に対して、追試験を行うことができる。
- 6 学校長は、学科試験の成績が不合格の学生に対して再試験を行うことができる。
- 7 学校長は、臨地実習の成績が不合格の学生、及び臨地実習の出席時間が所定時間の3分の2に満たない学生に対して、再実習を行うことができる。
- 8 出欠席については、別に定める出欠席規程によるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、学修の評価及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 卒業

（卒業の認定）

第28条 学校長は、学則により認められた在学期間に所定の授業科目を履修し、取得すべ

き全ての授業科目の単位を取得した学生について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学校長は、卒業を認定した学生に対して卒業証書を授与する。
- 3 前項の規定により、卒業の認定を受けた者に、専門士の称号を与える。
- 4 出席日数が、定められた修業年限において出席すべき日数の3分の2に満たない者については、原則として卒業を認めない。

## 第7章 賞 罰

### (褒賞)

第29条 学校長は、品行方正で、成績優秀にして、精励、他の模範となる者は、褒賞することができる。

### (懲戒)

第30条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、運営会議の議を経て、学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
  - (2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。
- 4 停学及び退学の懲戒処分を行うときは、停学命令書、退学命令書を交付する。

## 第8章 入学金、授業料等

### (入学金、授業料等)

第31条 本校の入学金、授業料等は、別に定める細則によるものとする。

- 2 納付した入学金、授業料等は返還しない。ただし、学校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

### (授業料免除)

第32条 第18条の休学の場合には、事情を検討のうえ、休学期間中に限り、授業料を免除することができる。ただし、期中途である場合には、次期からとする。

- 2 授業料の免除を希望する学生は、その理由を付し保証人連署のうえ授業料免除願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

## 第9章 健康管理

### (健康管理)

第33条 学校長は、学生に対して毎年1回以上健康診断を実施する。

2 前項に定める健康診断、その他学生の健康管理の実施の時期、及び方法等については別に定める健康管理規程によるものとする。

## 第10章 雑 則

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学校長が別に定める。

### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。
- 2 令和3年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

### 附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項に規定する入学定員及び総定員は、令和5年4月1日以降に入学する者に適用し、令和4年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

### 附則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

教育課程

分野・内容	授業科目	単位	時間	年次	分野・内容	授業科目	単位	時間	年次		
基礎分野	人間と生活・社会の理解	自然環境と人間	1	15	1	地域・在宅看護論	北毛地域の人々と生活	1	30	1	
		ウエルネスライフⅠ（体力保持・増進）	1	30	1		在宅看護論概論	1	30	2	
		ウエルネスライフⅡ（芸術）	1	18	2		在宅看護論各論Ⅰ（看護技術の応用）	1	30	2	
		生物学	1	20	1		在宅看護論各論Ⅱ（在宅療養を支える看護の実際）	1	30	2	
		社会学	1	20	1		在宅看護論各論Ⅲ（看護過程）	1	20	3	
		多様な文化の理解	1	20	1		北毛地域の健康支援Ⅰ	1	30	3	
		英語	1	20	1		北毛地域の健康支援Ⅱ（演習）	2	60	3	
		人間関係論	1	30	1		地域・在宅看護論実習Ⅰ	3	90	3	
		人間のこころと行動Ⅰ	1	15	1		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	60	3	
		人間のこころと行動Ⅱ	1	15	1		成人看護学概論	1	15	1	
	教育学	1	15	1	成人看護学各論Ⅰ（セルフケアの再獲得が必要な人の看護）		1	30	2		
科学的思考の基盤	ヒューマンエラーと対策	1	20	1	成人看護学各論Ⅱ（セルフマネジメントが必要な人の看護①）	1	20	1			
	情報の組織化と管理	1	15	1	成人看護学各論Ⅲ（セルフマネジメントが必要な人の看護②）	1	20	2			
	論理的思考と表現	1	30	1	成人看護学各論Ⅳ（危機的状況にある人の看護）	1	30	2			
基礎分野 小計		14	283		専門分野	成人看護学各論Ⅴ（終末期にある人の看護）	1	15	2		
機能	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ（化学・栄養学）	1	30		1	成人看護学各論Ⅵ（看護過程）	1	30	2	
		人体の構造と機能Ⅱ（個体の発生と調整）	1	30		1	成人看護学実習Ⅰ（セルフケアの再獲得が必要な人の看護）	3	90	2	
		人体の構造と機能Ⅲ（呼吸・循環）	1	25		1	成人看護学実習Ⅱ（セルフマネジメントが必要な人の看護）	3	90	2	
		人体の構造と機能Ⅳ（骨・筋・脳神経・感覚・生殖）	1	30		1	成人看護学実習Ⅲ（危機的状況にある人の看護）	3	90	3	
		人体の構造と機能Ⅴ（内分泌・消化・吸収・排泄）	1	25		1	老年看護学概論	1	15	2	
		人体の構造と機能Ⅵ（免疫防御）	1	30		1	老年看護学各論Ⅰ（生活機能のアセスメント）	1	30	2	
	疾病の成り立ちと回復促進	健康障害と回復過程概論Ⅰ（病理）	1	15		1	老年看護学各論Ⅱ（健康問題に伴う看護）	1	30	2	
		健康障害と回復過程概論Ⅱ（薬理）	1	30		1	老年看護学各論Ⅲ（看護過程）	1	30	2	
		健康障害と回復過程概論Ⅲ（手術・麻酔・食事療法・運動療法・リハビリテーション）	1	30		1	老年看護学実習Ⅰ	2	60	2	
		健康障害と回復過程各論Ⅰ（呼吸・循環）	1	30		1	老年看護学実習Ⅱ	3	90	3	
		健康障害と回復過程各論Ⅱ（消化・吸収・排泄）	1	30		1	小児看護学	小児看護学概論	1	30	2
		健康障害と回復過程各論Ⅲ（内分泌・代謝・血液造血）	1	30		1		小児看護学各論Ⅰ（さまざまな状況にある子どもと家族の看護）	1	30	2
		健康障害と回復過程各論Ⅳ（脳神経・運動・感覚）	1	30		1		小児看護学各論Ⅱ（小児看護技術）	1	30	2
		健康障害と回復過程各論Ⅴ（腎・生殖）	1	20		1		小児看護学各論Ⅲ（看護過程）	1	15	2
健康障害と回復過程各論Ⅵ（認知・精神）	1	20	2	小児看護学実習		2		60	2		
健康障害と回復過程各論Ⅶ（先天障害）	1	20	2	母性・父性看護学		母性・父性看護学概論		1	15	2	
社会保障制度と健康支援	安全保障の科学	1	25			2	母性・父性看護学各論Ⅰ（周産期のウエルネス）	1	30	2	
	生活と健康を支える法	1	20			1	母性・父性看護学各論Ⅱ（周産期のハイリスク）	1	30	2	
	公衆衛生	1	20			1	母性・父性看護学各論Ⅲ（健康問題を有する人の看護）	1	20	2	
	社会保障・社会福祉	1	20			2	母性・父性看護学実習	2	60	3	
	保健医療福祉システム	1	15	1		精神看護学	精神看護学概論	1	30	2	
	総合医療論	1	30	2			精神看護学各論Ⅰ（精神障害を持つ人への看護のあり方）	1	30	2	
専門基礎分野 小計		22	555				精神看護学各論Ⅱ（障害の特徴をふまえた看護）	1	30	2	
専門分野	基礎看護学	看護の役割と機能	1	30			1	精神看護学各論Ⅲ（看護過程）	1	20	3
		看護の実践の基盤となる法と倫理	1	20		1	精神看護学実習	3	90	3	
		臨床看護総論	1	36		1	看護の統合と実践	看護の質保障Ⅰ（看護のマネジメント）	1	30	3
		看護技術Ⅰ（ヘルスアセスメント）	1	30	1	看護の質保障Ⅱ（演習）		1	30	3	
		看護技術Ⅱ（看護におけるコミュニケーション）	1	20	1	看護研究Ⅱ（研究成果の活用）		1	30	3	
		看護技術Ⅲ（共通技術）	1	45	1	看護研究Ⅲ（演習・発表）		2	40	3	
		看護技術Ⅳ（日常生活援助）	1	45	1	資源の活用とチーム連携		1	30	3	
		看護技術Ⅴ（診療補助）	1	30	1	災害時の健康支援		1	20	3	
		看護技術Ⅵ（安全をふまえた看護技術の適用）	1	40	1	看護の質保障Ⅲ（実習）		3	90	3	
		看護技術Ⅶ（看護過程）	1	30	1	専門分野 小計		81	2,316		
		看護研究Ⅰ（研究の意義と方法）	1	30	2	講義・演習		85	2,179		
		基礎看護学実習Ⅰ	1	45	1	臨地実習		32	975		
		基礎看護学実習Ⅱ	2	60	1	総合計	117	3,154			

## 履修方法及び学修の評価に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、渋川看護専門学校学則（以下「学則」という）第24条第2項及び第27条第9項の規定に基づき授業科目の履修、試験、学修の評価及び単位の認定に関する必要な事項を定める。

### (科目の履修)

第2条 学生は、学則第24条第1項に定める別表に従い、履修するものとする。

- 2 基礎看護学実習Ⅰを除く各看護学実習科目は、その内容との関連において先行して履修すべき科目の単位を修得、及び修得見込みでなければ履修することができない。
- 3 先行して履修すべき科目については、別表に定める。
- 4 既に単位を取得した科目を履修することはできない。

### (学修の評価、単位認定)

第3条 学修の評価は学則第27条に定めるところにより、試験のほか、学生の日常の学修状況等を総合して行う。

- 2 学修の評価は、次の各号に定める時期に単位認定会議の議を経て行う。

(1) 学期末又は授業科目終了時

(2) その他学校長が必要と認めるとき

- 3 学修の評価は、A、B、C、D及びFの標語で表し、A、B、C及びDを合格とし所定の単位を与える。
- 4 前項の学修の評価は、原則として1科目100点満点とし、次の基準により行う。

評価	評価の基準	判定
A	90点以上100点まで	合格
B	80点以上 90点未満	
C	70点以上 80点未満	
D	60点以上 70点未満	
F	60点未満	不合格

- 5 学修の評価の評定は、学籍簿（別記様式第1号）に記入し保存するものとする。

### (評価対象)

第4条 各科目について所定の授業時間の3分の2以上出席した授業科目について、学修の評価を受けることができる。

- 2 所定の授業時間の3分の1を超えて欠席した者は、原則として学修の評価を受けることができない。ただし、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席し、当該科目の担当講師が承認した場合は、授業科目について必要な補習を行った上で、学修の評価を受けることができる。

#### (試験方法)

第5条 学修の評価として実施する試験の方法は、筆記、口述、実技、レポートとする。

- 2 筆記試験の試験時間は、原則として50分とする。
- 3 遅刻は試験開始時刻より正規解答時間の3分の1の時間まで認める。遅刻した学生は試験監督者の指示を受け、所定の残り時間で受験するものとする。
- 4 正規解答時間の3分の1を超過し遅刻した場合は、受験することができない。
- 5 無断欠席、不当な欠席、及び指定の日時までには評価対象課題の提出がない場合は、試験放棄とみなす。
- 6 試験時間中の途中退室は、緊急時及び体調不良の場合のみ認める。但し、途中退室した学生の再入室は認めない。

#### (追試験)

第6条 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者については、追試験願(別記様式第2号)により、学校長が必要と認めた場合は、期日を指定し追試験を行う。

- 2 追試験を受けようとする者は、追試験願に医師の診断書、その他試験を受けられなかったことを証する書類を添えて、学校長に願い出なければならない。
- 3 追試験願の受付期日は、当該試験の翌日から起算して3日以内(本校の業務休止日を除く)の登校可能となった当日の13時までとする。傷病等により期日までに登校が敵わない場合は、事前に事情を申し出なければならない。
- 4 期日までに必要書類を添えて追試験の願い出がない場合、及び必要な連絡がない場合は、追試験を受ける資格を失う。
- 5 追試験の成績の評価は、原則としてその成績の9割をもって評価する。

#### (再試験)

第7条 試験または追試験が合格点に達しない者については、期日を指定し再試験を行う。

- 2 再試験該当者は、1科目について2,000円を支払うものとする。
- 3 再試験は原則として、同一学科試験につき1回を限度とする。
- 4 再試験の評価は60点を上限とする。

#### (再実習)

第8条 原則として再実習は実施しない。

- 2 学校長が、疾病その他やむを得ない理由により再実習の必要を認め、尚且つ実習施設の承

諾が得られた場合は、所定の履修方法に従い再実習を実施することができる。

- 3 前項により、再実習の実施を認められた者は、再実習願（別記様式第4号）に疾病その他やむを得ない理由を証する書類と実習費を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。
- 4 期日までに再実習の願出がない場合は、再実習を受ける資格を失う。
- 5 再実習方法は、臨地実習・その他による。
- 6 再実習は、春期、夏期及び冬期の休業日または、学期内の授業時間外に行う。
- 7 再実習の評定は、60点を上限とする。

（不正行為）

第9条 試験において不正行為を行った者については、当該科目を無効とし学則第30条に規定する懲戒処分の対象とする。

第10条 別に定める校内規則「臨地実習における情報の取り扱いに関する取り決め」および「実習記録の取り扱いに関する取り決め」に違反し、不正行為を行った者については、当該実習評価を無効とし、学則第30条に規定する懲戒処分の対象とする。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修、試験、学修の評価、及び単位の認定に関する必要な事項は、学校長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

学習の評価・卒業に関する規程（平成9年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。（別表改正）

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。（別表改正）

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。（別表改正）

附 則

1. この規程は、2022年4月1日から施行し、2022年度入学生から適用する。
2. 2021年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。（別表改正）

附 則

1. この規程は、2024年4月18日から施行する。（第7条改正）
2. 第7条の規定は、2021年度以降に入学した者に適用する。

附 則

この規定は、2025年4月1日から施行する。（第7条改正）

## 出 欠 席 規 程 (2016. 9. 14 最終改正)

### (目的)

第1条 この規程は、学生の出欠席の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (授業時間)

第2条 本校の授業時間は1講を90分とし、原則として1日当たり4講の授業を実施する。

- 2 1講当たりの授業時間は90分を2時間と換算する。
- 3 各時限の始業時間と終業時間を次のように定める。
  - 1時限 9:00～10:30
  - 2時限 10:40～12:10
  - 3時限 13:00～14:30
  - 4時限 14:40～16:10
  - 5時限 16:20～17:50
- 4 休講の代替え等、学校長が必要と認めたときは、5時限目に授業を行うことがある。
- 5 臨地実習の始業時間と終業時間を原則として次のように定める。
  - 始業 8:30
  - 終業 16:30
- 6 臨地実習においては60分を1時間と計上する。

### (出欠席管理)

第3条 学生の出欠席管理について、次のように定める。

- (1) 遅刻とは、各時限の始業30分以内とする。
- (2) 早退とは、各時限の終了30分以内とする。
- (3) 30分を越えた遅刻及び早退は1講(2時間)の欠席とする。
- (4) 臨地実習においては、実習開始時間より20分以内を遅刻とする。
- (5) 臨地実習においては、20分を越え60分以内の遅刻は1時間の欠席とし、それ以降は60分を1時間とし、遅れた時間数を換算する。

### (届け出)

第4条 欠席、遅刻、及び早退をする場合は、必ず事前に欠席・遅刻・早退届(別記様式第1号)を提出しなければならない。

- 2 事前に届け出られない場合は、口頭又は電話で連絡し、その後所定の届け出を行うものとする。登校可能となった日に所定の届け出がない場合は、無届と見なす。
- 3 傷病による欠席が7日以上に及ぶときは、診断書を添付するものとする。

### (忌引休暇)

第5条 忌引の日数は、次のように定める。

- (1) 父母、配偶者、子の死亡の時 7日以内
  - (2) 祖父母死亡のとき 3日以内
  - (3) 兄弟姉妹死亡のとき 3日以内
  - (4) 配偶者の父母死亡のとき 5日以内
- 2 前項に規定する連続する忌引日数は、欠席日数に算入しないが、各科目の出席時間とはならない。
  - 3 忌引による欠席の場合は、保証人連署のうえ忌引届(別記様式第2号)を提出しなければならない。

(出席停止)

第6条 学校保健安全法等法律で定められた感染症に罹患した者は、感染予防のため学校長が指示した出席停止期間は、出席することはできない。

2 学校保健安全法等法律で定められた感染症が治癒し登校しようとする場合は、伝染の恐れがないと認められた医師の治癒証明書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

3 学校における伝染病予防のために、出席停止となっていた日数は欠席となるが、正当な欠席として認める。

(出欠席簿)

第7条 出欠席の記録は、次のとおり行うものとする。

(1) 学生は、教科目毎に科目別出欠席簿(別記様式第4号)に記入し、出欠席状況を自己管理する。

(2) 職員は、個人別出欠席簿(別記様式第5号)の整理を行う。

(3) 出欠席簿の記録事項は、学籍簿に記入し保存するものとする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成28年9月14日から施行する。

# 新入生の既修得単位の認定に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、学則第26条の規定に基づき、渋川看護専門学校の入学前の既修得単位の認定について必要な事項を定める。

## (認定申請)

第2条 入学者で入学前の既修得単位の認定を希望する者は、指定の期日までに次の書類を学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書（別記様式1号）
- (2) 学業成績証明書
- (3) 授業内容、単位の算定基準、学修の評価基準等、単位認定のために必要とする資料

## (単位認定の方法)

第3条 入学前の既修得単位の認定は、運営会議の審査に基づき、学校長が行う。

2 学校長が必要と認めた場合、関係授業科目の担当者に諮ることができる。

## (既修得単位認定の通知)

第4条 学校長は、前条の規定による認定を行った場合は、既修得単位認定通知書（別記様式2号）により、申請者に通知する。

## (修業)

第5条 既修得単位の認定による修業年限の短縮は行わない。

2 学校長は、教育上必要と認める場合は、既修得単位を認定した科目の授業に、学生を出席させることができる。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 入学金及び授業料等細則

(趣旨)

第1条 この細則は、渋川看護専門学校学則第31条の規定に基づき、入学金・授業料等の学費、学費の納入方法、その他、学納金に関して必要な事項を定めるものとする。

(入学金、授業料、実験実習費、施設整備運営費)

第2条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

2023年度～2025年度の入学者

入学金	200,000円	渋川市・吉岡町・榛東村居住者は 150,000円
授業料	600,000円(年額)	前期：300,000円 後期：300,000円
実験実習費	200,000円(年額)	前期：100,000円 後期：100,000円
施設整備運営費	90,000円(年額)	前期：45,000円 後期：45,000円

2026年度以降の入学者

入学金	200,000円	渋川市・吉岡町・榛東村居住者は 150,000円
授業料	600,000円(年額)	前期：300,000円 後期：300,000円
実験実習費	230,000円(年額)	前期：115,000円 後期：115,000円
施設整備運営費	180,000円(年額)	前期：90,000円 後期：90,000円

(授業料等の納入方法)

第3条 前条の授業料等は、前期(4月から9月)及び後期(10月から翌年3月)の、年2回の分納とし、前期分は3月15日から3月31日までに、後期分は9月15日から9月30日までに納入しなければならない。ただし、第1学年前期分については、学則第16条の定めるところにより、入学手続き時に納入するものとする。

(授業料等の納入猶予)

第4条 やむを得ない事由のため前条の期日までに授業料等学費の納入が困難となった者は、次の期日までに延納願(別記様式第1号)を提出し、学校長の許可を得なければならない。

前期分延納願 2月末日

後期分延納願 8月末日

2 提出された延納願は運営会議で審議し、第3条に定める納付期日までに授業料等学費を納めることが困難と認められた場合は、期日を指定し延納を許可する。

3 授業料等学費の延納を許可された者は、次の期限までに納入しなければならない。

前期分 6月30日

後期分 12月28日

(授業料等長期滞納の取扱い)

第5条 授業料等学費の未納者は、単位の修得及び卒業を認めない。

2 授業料等学費を第3条に規定する納期から3箇月を経過してもなお完納しない者は、学則第23条の規定に基づき、運営会議の議を経て、除籍とすることがある。

(入学手続き時納入金の返還)

第6条 入学手続き時の納入金については、予め、学生募集要項において通知した日（追加募集入学試験実施前）までに入学辞退願（別記様式第2号）が提出された場合は、入学金以外の納入金を返還する。

2 推薦入学試験、社会人入学試験、追加募集入学試験により入学手続きを完了した場合、既納の納入金は返還しない。

(入学後に納入した学費の不返還)

第7条 入学後に納入された授業料、実験実習費、施設整備運営費は、原則として返還しない。

(休学の場合の授業料等)

第8条 休学期間中も、第2条に定める授業料等を納入しなければならない。

2 前期又は後期の全期間にわたって休学する者より授業料免除願が提出された場合は、運営会議で休学の事情を審議し、必要と認められた場合には授業料を免除する。ただし、所定の実験実習費及び施設整備運営費は納入するものとする。

3 前項において授業料を免除された者が、学期の途中で復学する場合は、復学した月から月割額による授業料を納入しなければならない。

(退学、停学の場合の授業料等)

第9条 退学を許可された者および退学を命ぜられた者は、在籍した期分の授業料等を納入しなければならない。

2 停学中の授業料等は納入しなければならない。

(学修に必要な諸経費)

第10条 第2条に規定した授業料等の外、学修に必要な諸経費としてテキスト代金、ユニフォーム代金等の実費を別途徴収する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日より実施する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日より実施する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日より実施する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日より実施する。

附 則

この細則は、平成28年1月1日より実施する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日より実施する。

附 則

この細則は、2019年7月17日より実施する。

附 則

この細則は、2022年6月1日より実施する。

附 則

- 1 この細則は、2025年6月1日より実施する。
- 2 改正後の第2条に規定する入学金、授業料等は、2023年4月1日以降に入学した者に適用し、2022年度までに入学した者については従前の規定を適用する。

## 学修の評価に関する内規

### (目的)

第1条 この規則は、「履修方法及び学修の評価に関する規程（以下、規程とする）」に基づき試験、単位の認定及び進級に関し必要な事項を定める。

### (学修の評価対象)

第2条 学修の評価は、各科目について定められた授業時間数の3分の2以上出席した授業科目について、受けることができる。

2 前項の規定は、1科目を複数の講師が担当する場合においても同様に、当該科目の総授業時間の3分の2以上出席した授業科目について、評価を受けることができる。

3 1科目を複数の講師が担当し履修期間が長期となる科目については、学習効果を考慮し学校長が必要と認めた場合には、当該科目履修期間内に複数回に分けて学修の評価を実施する。

4 前項の規定による学修の評価は、当該講師の合計授業時間の3分の2以上出席した場合に受けることができる。

5 学修の評価を受けるために必要な授業時間の出席がなく、当該講師の最終授業日より本校の休日を除く3日以内に補習願（別記様式第1号）の届けがあり、学校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席した場合には、補習の実施について当該講師の判断を仰ぐものとする（別記様式第2号）。

6 前項の規定により当該講師が補習の実施を承認した場合は、必要な補習を行った上で学修の評価を受けることができる。

### (科目責任者)

第3条 各科目の科目責任者は当該科目の担当講師が務める。

2 1科目を複数の講師が担当する場合には、学校長が当該科目の科目責任者を決定し委任する。

### (各科目の学修の評価方法)

第4条 科目責任者は、別に定める規程に基づき、当該科目の学修の評価方法を決定する。

2 前項の規定は、1科目を複数の講師が担当する場合には担当講師間で協議の上、科目責任者が当該科目の学修の評価方法を決定する。

3 前2項で決定した学修の評価方法は、学生に提示する。

### (試験問題の作成、試験の実施及び採点)

第5条 試験問題は、当該科目の担当講師が作成する。

2 筆記試験の回答時間は、原則として50分とする。

3 前項の規定は、1科目を複数の講師が担当する場合においても同様に、各担当講師の筆記試験を合せて、原則として50分とする。

4 科目責任者は、筆記試験の実施について学校長に委任することができる。

5 追試験及び再試験の実施については、別に定める規程に基づき、学校長が判断する。

6 試験実施後の採点は、問題作成者である担当講師が行う。

7 担当講師は、採点結果及び当該科目の評価点を所定用紙に記入の上、期日までに学校長に報告するものとする。

### (追試験)

第6条 追試験は、別に定める規程に基づき、学校長が必要と認めた場合に実施する。

- 2 追試験は、原則として登校可能となった当日の授業時間外に実施する。但し、複数の追試験については、休業日を含め日時を指定し実施する。

#### (再試験)

第7条 各担当講師の試験の得点が60点に満たない場合は、当該講師の試験について、期日を指定し再試験を実施する。

- 2 各担当講師の試験の得点が60点に満たない者は、指定された全ての再試験を受験するものとする。
- 3 再試験該当者は、1科目について2,000円の受験料を支払うものとする。
- 4 指定された再試験を特段の事情なく欠席した場合は、評価を受ける権利を放棄したものとし、当該科目の評価対象外とする。
- 5 各担当講師の再試験の得点が60点に満たない場合は、原則として当該科目の単位を取得することができない。
- 6 再試験の結果、単位を取得できなかった科目については、授業への出席は課さないが次年度の学修の評価方法により当該科目の評価を受けるものとする。

#### (再実習)

第8条 再実習は別に定める規程に基づき、学校長が必要と認めた場合に実施する。

- 2 再実習の方法、時間、時期、内容については、教員会議で決定する。
- 3 前項の規定で決定した再実習を在学する年度内に実施できない場合は、当該科目の単位を取得することはできない。
- 4 再実習の履修が不可能な場合及び再実習の評価が60点に満たない場合は、規程に定められた各看護学実習科目の先行修得科目に基づき、次年度以降に履修するものとする。
- 5 再実習を履修する者は、施設が定める実習費を支払うものとする。
- 6 再実習期間に学内実習を含む場合は、1日につき500円の実習費を支払うものとする。

#### (試験実施要項)

第9条 筆記試験の実施要項を次のように定める。

- (1) 試験開始時間までに、学籍番号順に着席する。
- (2) 机上及び机の周囲に、鉛筆・消しゴム・試験科目の担当講師から許可されたもの以外のものを置くことを禁止する。許可された以外のものを必要とする事情がある場合は、試験開始前に試験監督の許可を得なければならない。
- (3) 解答の開始及び終了は、試験監督の合図に従う。試験終了後は、試験監督の指示があるまでその場に着席し待機する。
- (4) 試験に関する質問がある場合は、挙手をして試験監督に知らせる。
- (5) 試験時間中の退席は認めない。特別な理由がある場合には、その場で挙手をし試験監督に知らせる。緊急及び体調不良により試験監督が許可した場合には、当該試験の解答を終了し途中退室することができる。
- (6) その他、試験監督の指示に従う。
- (7) 試験中に不審な行動がみられた場合及び前6号に定められたことを守れない場合は、不正行為とみなすことがある。

#### (進級)

第10条 第3学年の科目を履修するためには、第1学年および第2学年の履修科目のうち、専門分野の全ての科目の単位を取得していなければならない。第2学年の学年末までに専門分野の授業科目に未履修および不合格科目がある場合は、次年度の在籍学年は第2学年とする。

附 則

この内規は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2019年4月3日から施行する。

附 則

1. この内規は、2022年4月1日から施行し、2022年度入学生から適用する。
2. 2021年度までに入学した者については、従前の規定を適用する。

附 則

1. この内規は、2024年4月18日から施行する。（第7条改正）
2. 第7条の規定は、2021年度以降に入学した者に適用する。

附 則

この内規は、2025年4月1日から施行する。（第7条改正）